

市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※令和5年中の延滞金の率は、法律の規定により年8.7パーセントです(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.4パーセント)。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶ **休日** 毎週日曜日の午前8時30分～正午
※年末年始を除く
- ▶ **夜間** 毎週火曜日の午後5時15分～7時
※祝日、年末年始を除く
- ▶ **場所** 税務課

令和5年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月30日(金)	8月31日(木)	10月31日(火)	12月25日(月)	
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	5月31日(水)	7月31日(月)	10月2日(月)	11月30日(木)	
軽自動車税	全期				
	5月31日(水)				
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	7月31日(月)	8月31日(木)	10月2日(月)	10月31日(火)	11月30日(木)
	第6期	第7期	第8期	第9期	
	12月25日(月)	1月31日(水)	2月29日(木)	4月1日(月)	

市税の納付は口座振替のご利用を

市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶ **申し込み** 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または税務課で手続きをしてください。また、税務課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱えない金融機関や取り扱えないキャッシュカードがありますので、事前に問い合わせください。

納税方法が拡大されました

4月から、対象となる税目で「eL-QR」や「eL番号」が印字された納付書をお持ちの方は、地方税お支払いサイトを利用し、クレジットカードなどで納付が可能になります。従来のコンビニ納付やスマートフォン決済アプリ納付も含めて、日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。詳しい内容は、地方税お支払いサイト(https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser)をご覧ください。

併せて、納付書裏面に記載されている指定金融機関の他、全国のeL-QR対応金融機関で市税の納付ができるようになります。

▶ **対象税目** 固定資産税・都市計画税、軽自動車税

▶ **注意事項** ・スマホ決済アプリや地方税お支払いサイトをご利用の場合、領収書や納税証明書は発行されません。納税証明書が必要な方は税務課や金融機関、コンビニで納付してください。
・地方税お支払いサイトで利用できる納付方法の一部では、システム利用料が発生するものがあります。

▶ **問い合わせ** 同課(内線236・237)

英語検定の検定料を補助します

市では、生徒の英語力および学習意欲の向上を図ることを目的に、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の受験者の保護者に対し、検定料の一部を補助します。

▶ **対象** 次のいずれかに該当する方

- ・市内中学校に在籍する生徒の保護者
- ・市内に住所を有し、市外の中学校に在籍している生徒の保護者

▶ **対象となる英語検定** 同協会が実施する実用英語技能検定の1級～4級

▶ **補助金の額** 生徒1人につき1回当たり2,000円。ただし、4級については1,000円(同年度2回まで)。

▶ **その他** 申請方法など詳細は市ホームページをご覧ください。

▶ **申請・問い合わせ** 教育指導課 ☎556-8316

統計調査員を募集します

市では国や県の統計調査を行う統計調査員を募集します。

▶ **登録資格**

- ・20歳以上で責任を持って業務を行える方(学生を除く)
- ・調査上知り得た事項を他に漏らさない方
- ・税務、選挙および警察用務に直接関わりのない方
- ・暴力団員その他反社会的勢力と関係がない方

▶ **主な業務内容**

- ・市が開催する調査員説明会への出席
- ・担当調査区の確認
- ・調査票の配布および記入依頼、回収
- ・回収した調査票の整理、市への提出

▶ **身分・報酬** 調査期間中、国または県が任命する非常勤の公務員となります。報酬は1調査当たり2～5万円程度です。

▶ **その他**

- ・従事期間は1～2カ月程度です。調査活動日時は、調査期間内であれば自身の都合に応じて自由に設定できます。
- ・統計調査は年に数回であり調査によって必要な調査員数に変動があるため、不定期での従事となります。

▶ **申し込み** 広報広聴課へ電話し来庁してください。「調査員登録申込書」に必要事項を記入の上提出していただきます。

▶ **問い合わせ** 同課(内線319・322)

河野氏、富田氏、風間氏が行政相談委員に委嘱されました

国の行政機関などの業務に関する苦情や意見・要望などを聴き、その解決や実現を図るため、皆さんの身近な相談相手となる行政相談委員として、令和5年4月1日付けで、河野恭男氏、富田祐子氏、風間祥一氏が総務大臣から委嘱されました。



河野 恭男氏
(真名板)



富田 祐子氏
(佐間)



風間 祥一氏
(谷郷)

行政相談を実施しています

▶ **日時** 毎月第3月曜日午後1時30分～3時30分

▶ **場所** 産業文化会館2階第1会議室

※17ページ「各種相談」をご確認ください。

▶ **問い合わせ** 地域活動推進課くらし安心(相談)グループ(内線252)

4月1日から1本部1署2分署体制の本格運用を開始しました

行田市消防署所再編計画により、令和4年10月1日から消防署南分署を試行的に閉鎖し、本計画の効果を検証した結果、現在の消防力が最大限に活用され、安全で安心に暮らせるまちづくりにつながるとの結論に至りました。このことから、令和5年3月31日をもって消防署南分署を閉鎖し、4月1日から1本部1署2分署体制(消防本部、消防署本署、西分署、北分署)の本格運用を開始しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、試行的運用期間の検証結果および行田市消防署所再編計画は市ホームページでご覧になれます。



試行的運用期間
の検証結果



行田市消防署所
再編計画

▶ **問い合わせ** 消防総務課 ☎550-2119